

# 平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：労働基準局労災補償部

		政策体系上の位置付け																
施策名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること  (Ⅲ-3-2)	基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標2-1 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること																
施策の概要	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して行う労災保険給付にあわせて、当該労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護を図り、また、労働者の安全及び衛生の確保並びに、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。																	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(現状分析(施策の必要性))          労災保険給付の新規受給者数は長期的には減少傾向にあるが、障害(補償)年金受給者数の累計は長期的に増加傾向にあり、特に直近7年間においては約10万人で推移している。このような状況において、依然として義肢等補装具の支給等被災労働者やその遺族に対する社会復帰の促進、援護等の事業の必要性は高い。          未払賃金立替払事業は、企業倒産により事業主に賃金支払能力がなくなった場合に労働者からの申請に基づいて、調査の上、立替払いを行うものであり、立替払件数は、必然的に雇用経済情勢に大きく左右されるものである。昨今、景気全体としては回復傾向にあるものの、全国倒産件数が2年連続で増加し、大型倒産も発生しているところであり、このような状況の中、平成19年度の立替払件数は、5年ぶりに上昇したところである。今後においても、立替払いの実績は高水準で推移することが見込まれる。</p> <p>(有効性)          指標に用いた義肢等補装具等については、被災労働者等が要件を満たす場合に支給等を行うものであり、その件数の増減のみをもって評価を行うことはできないが、真に援護等を必要とする被災労働者等に対して適切な支給等を行うため、①義肢等補装具支給制度については医学的・工学的見地から、支給種目の追加、支給対象者の拡大等の見直しを、②アフターケアについては、医療技術の進歩等に鑑み、措置内容の見直しや支給対象者の範囲の拡大等をそれぞれ行っている。</p> <p>(効率性)          各事業の合目的性と効率性を確保し、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿った運用を図るため、支給項目の新設・統廃合を行うとともに支給項目ごとに適切な支給期間を設定する等の見直しを行っている。</p> <p>(総合的な評価)          障害(補償)年金受給者等、義肢等補装具等の給付を要する被災労働者及び援護を必要とする遺族等は依然として多い。このような情勢の中、①義肢等補装具の支給及びアフターケアの実施を通じ、被災労働者の身体の欠損又は損なわれた身体機能の補完、労働能力の維持を図ることにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進に寄与するとともに、②労災就学等援護費の支給及び未払賃金の立替払を通じて、被災労働者の遺族等及び賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者に対する援護等を行っている。また、これらの事業については、PDCAサイクルの手法による目標管理を適切に行い、引き続き不断の見直しを行っており、被災労働者等に対して、適切かつ公正に円滑な社会復帰の促進、援護等が図られている。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <table border="1"> <tr> <td>i</td> <td>施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ⓐ) 見直しを行わず引き続き実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(理由)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一定の要件を満たした被災労働者等に対して行う事業であり、引き続き適切に実施していくこととしている。なお、各事業についてはPDCAサイクルの手法による目標管理を行い、引き続き不断の見直しを行っているところである。</td> </tr> </table>		i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)	ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)		(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討		(ⓐ) 見直しを行わず引き続き実施		(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)		(理由)		一定の要件を満たした被災労働者等に対して行う事業であり、引き続き適切に実施していくこととしている。なお、各事業についてはPDCAサイクルの手法による目標管理を行い、引き続き不断の見直しを行っているところである。
i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)																	
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)																	
	(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討																	
	(ⓐ) 見直しを行わず引き続き実施																	
	(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討																	
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)																	
	(理由)																	
	一定の要件を満たした被災労働者等に対して行う事業であり、引き続き適切に実施していくこととしている。なお、各事業についてはPDCAサイクルの手法による目標管理を行い、引き続き不断の見直しを行っているところである。																	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 義肢等補装具の支給件数 (単位:件)(一)	8,247	7,996	8,141	8,226	集計中
2 アフターケア実施件数 (単位:件)(一)	431,343	432,906	434,142	436,245	集計中
3 労災就学等援護費の支給件数 (単位:件)(一)	43,557	43,039	42,913	42,432	42,290
4 未払賃金の立替払件数 (単位:件)(一)	4,313	3,527	3,259	3,014	3,349
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局作成の「労働者災害補償保険事業年報」による。 ・指標3は、労働基準局の調べによる。 ・指標4は、立替払いを行った企業数であり、年度単位の数値である。((独)労働者健康福祉機構調べ) ・平成19年度の数値は、平成20年11月(指標3)及び平成21年1月(指標1及び2)に確定値を公表予定である。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)